

視聴履歴等の取扱いに係る検討について (1. 通知・同意取得のあり方)

平成29年2月8日

事務局

1. 視聴履歴の取扱いに係る指針等を検討する際の参考に資する事項

- ◆ 認定個人情報保護団体等が、個人情報保護法、放送分野ガイドライン等に基づき、視聴履歴に係る自主ルール(以下、「視聴履歴取扱指針等」という。)を定める際には、**放送受信者等の視聴履歴の取扱いに関して、少なくとも次の事項を検討することが望ましい。**
 - ・ 通知・同意取得のあり方
 - ・ 匿名加工情報に係る取扱い
 - ・ 視聴履歴の取扱いに係る配慮

2. 用語の定義

- ◆ 視聴履歴取扱指針等では、個人情報保護法、放送分野ガイドラインによるほか、次の定義により規定の整理を行うこと。

視聴関連個人情報	・ 個人情報(特定の個人※1を識別できるもの)であって、放送受信者等の視聴に伴って収集される全ての情報(視聴履歴や機器の操作履歴など、視聴に伴って取得される全ての情報が対象となる。) ※2
視聴履歴	・ 視聴関連個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定できる情報。 ・ なお、この情報により、視聴した放送の受信の契約者等が誰なのか(特定の個人)が識別できれば良く、実際に視聴した者(契約者の家族のうち、誰が実際に視聴したのか等)が個別に特定される必要はない。(視聴の都度、個人情報の提供に関して同意する場合を除く。)

※1 特定の個人: 視聴関連個人情報、視聴履歴について「特定の個人を識別できる」とは、**契約者情報等に紐付くことにより特定の放送受信者等が識別されれば足り、実際に視聴した者が特定される必要はない。**

※2 特定の個人に紐付かない情報であっても、例えば**同じ社内の別のデータベースに保存される特定の個人を識別することができる情報と容易に紐付けることが可能である(容易照合性がある)場合には、個人情報として取り扱われる。**

3. 指針等のあり方に関する留意すべき指摘

【プライバシー保護等の配慮】

- ◆ 特定の個人に紐付かない視聴関連個人情報や視聴履歴についても、視聴者のプライバシー等に配慮する観点からは、一定の自主的な取り組みが必要ではないかとの指摘がある。

【ベストプラクティスの取組】

- ◆ 実務を想定した具体的な取組事例等を掲載する等により、ベストプラクティス形成を促す必要があるのではないかと指摘があり、サービス毎に必要な応じて、インターフェースの実装例や画面遷移のモデル等を追加し、拡張できるようにしておく必要がある。

1. 通知・同意取得の内容について

- ◆ 放送分野ガイドライン第35条第1項各号の目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)の範囲を超える視聴履歴の取扱い(取得、保存、提供その他の利用)に当たって、放送受信者等の同意を得る場合、次の①～⑧の事項を内容とした通知をしなければならないことを明記。

① 視聴履歴の取扱いの対象となるサービスの概要

② 視聴履歴の取扱いの主体

③ 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目

→ 視聴履歴の取扱いに係る情報の項目を、できるだけ具体的に通知しなければならない。

(情報の項目の通知例)

- ・ 視聴履歴(視聴した日時とチャンネル、番組内容)

④ 取得の方法

→ 視聴履歴をどのような方法(機器、回線等)で、取得しているかについて通知しなければならない。

(取得方法の通知例)

- ・ テレビを視聴すると、テレビが接続しているインターネット回線経由で、視聴履歴が取得されます。

⑤ 利用の目的

→ 取得する視聴履歴の項目の利用目的を特定し、具体的に通知しなければならない。

→ 視聴履歴の項目ごとに、利用目的が異なる場合は、それを分けて通知しなければならない。

(利用目的の通知例)

- ・ 視聴ポイント、クーポン配信
- ・ 番組・コンテンツのお勧め
- ・ ターゲティング広告
- ・ 番組作りへの反映
- ・ 機器・設備の開発・保守

⑥ 保存期間、視聴履歴の消去

→ 取得した視聴履歴に関して、次の内容を通知しなければならない。

- 1) 保存期間
- 2) 保存期間経過後又は当該視聴履歴が不要になった場合には速やかに消去すること。

⑦ 本人による関与

- 視聴履歴の取扱いについて、同意した内容を確認できること、その確認を行うための手段を通知しなければならない。
- 同意後であっても視聴履歴の取得の停止を本人が依頼できること、そしてそのための手段を通知しなければならない。

⑧ 問合せ先

- 視聴履歴の取扱い等に関する問い合わせ先を通知しなければならない。

1. 事前の同意取得について

- ◆ 視聴履歴を第35条第1項各号の目的（課金、統計の作成、匿名加工情報の作成）の範囲を超える視聴履歴の取扱い（取得、保存、提供その他の利用をする場合には、その取得開始に先立つ取組として、視聴履歴の取扱いについて、**事前※に放送受信者等にその旨を通知し、同意を取得しなければならないこと**（事前の同意なしに、視聴履歴の取得・利用は行わないこと。）を明記。

※ 「事前に」とは、事業者が視聴者から視聴履歴を取得を開始するよりも時系列で前の時点を意味するものであり、具体的にはサービスの契約時、利用開始時、機器の更新時等を想定している。

2. 視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認、同意の撤回等について

- ◆ 視聴履歴の取扱いに関する同意内容の確認と取得の停止について、次の事項を指針等に明記。
 - ① 放送受信者等が、取得される情報の項目、利用目的、第三者提供等の視聴履歴の取扱いに関して、いつでも同意した内容を確認できるようにしなければならない。
 - ② 放送受信者等が、同意後であっても、情報の取得の停止を求め、かつ第三者提供に関する同意を撤回できるようにしなければならない。併せて、具体的な手続（方法、連絡先等）を示さなければならない。

3. 通知・同意内容の変更について

- ◆ 受信者情報取扱事業者が、同意に際して放送受信者等に通知した内容を変更する場合には、改めて本人から同意を取得しなければならないことを明記。

4. 同意取得に係る配慮について

- ◆ 同意取得に係る配慮として、次の事項を指針等に明記。
 - ① 同意取得に当たり、視聴履歴の取扱いに係る同意をしなくても放送の受信が可能であることを示さなければならない。
 - ② 放送受信者等が、視聴履歴を取得されていることを、容易に認知できるようにしなければならない。
 - ③ 放送受信者等がテレビを世帯で共有している場合を想定して、取得に係る周知や注意喚起をしなければならない。

（注意喚起の例）

- ・ 視聴者に対して、同意に当たり、1) 世帯を代表する者が同意を行う必要があること、また、2) サービス利用開始に伴い、世帯の構成員全ての視聴履歴が取得されることを周知するよう注意喚起する。

5. 第三者提供に係る配慮について

- ◆ 第三者提供に係る配慮として、次の事項を指針等に明記。
 - ① 第三者提供を行う場合には、第三者提供に先立って、次の事項を通知し、同意を得なければならない。
 なお、1. の事前の同意取得時に通知の内容に含め、併せて同意を得ることも可能である。
 - 1) 第三者提供を行うこと
 - 2) 第三者提供の提供先
 - ② 第三者提供先の通知に当たっては、次のいずれかの方法により、提供先を通知しなければならない。
 - 1) 提供先を個別に特定して通知する。
 - 2) 提供先の範囲を特定して通知すると共に、個別の提供先を外部参照できるように努める。

(第三者提供先の通知例)

- 弊社広告主に対して、第三者提供を行います。
 (弊社広告主一覧:<http://-----.co.jp>)
- 提携先ソーシャルメディア事業者に対して、第三者提供を行います。
 (提携先ソーシャルメディア一覧:<http://-----.co.jp>)
- 弊社連携ポイントサービス事業者
 (連携ポイントサービス加盟社一覧:<http://-----.co.jp>)

6. 共同利用に係る配慮について

- ◆ 共同利用に係る配慮として、次の事項を指針等に明記。
 - ① 共同利用を行う場合、共同利用を行うこと、個人データの項目、共同利用者の範囲、利用目的及び管理責任者の名称を通知又は容易に知り得る状態※にしなければならない。
 - ② ①の共同利用者の範囲については、以下のとおり、具体的にその範囲がわかるようにしなければならない。
 - 1) 共同利用者の範囲を個別に特定して通知又は容易に知り得る状態にする。
 - 2) 共同利用者の所属する集団を特定して通知すると共に、個別の共同利用者を外部参照できるようにする。

(共同利用の通知例)

- 以下の〇〇株式会社グループで共同利用します。〇〇株式会社、〇〇映像制作株式会社、株式会社〇〇美術、株式会社〇〇クリエイティブ
- 〇〇テレビ系列局で共同利用します。(系列局一覧:<http://-----.co.jp>)

※ 「容易に知り得る状態」とは、放送受信者等が閲覧することが合理的に予測される受信者情報取扱事業者等のWebサイトにおいて、本人がわかりやすい場所(トップページから1回程度の操作で到達できる場所等)にわかりやすく継続的に掲載する等が該当する。(ガイドライン3-6-2-1「アウトアウトに関する原則」参照)

7. 課金、統計及び匿名加工情報作成の目的で視聴履歴を取得する場合の配慮について

- ◆ 課金、統計の作成及び匿名加工情報の作成を目的として視聴履歴を取得する場合には、放送受信者等の事前の同意は必要とされていないが、その取扱いについて次の事項を明記。
 - ① あらかじめ本人に通知又は公表した利用目的(課金、統計の作成、匿名加工情報の作成)のためにあらかじめ定める合理的な期間を超えて視聴履歴を保有せず、利用目的を達成した場合には速やかに消去すること。
 - ② 統計の作成または匿名加工情報の作成のために視聴履歴を保有できる期間は、あらかじめ定める合理的な期間に限るものとし、それを超える場合には、当該目的であっても改めて本人の同意が必要となること。

1. インターフェースデザインの考え方

- ・ 視聴者の番組視聴を阻害することのないよう、読み込まなくても理解できる簡易な表現・表示を重視すること。
- ・ TV画面上でのアプリケーションについては、デジタル放送対応の基本的なリモコンでの操作を前提とし、長い距離や上下左右が複雑なカーソル移動は避け、必要最小限の操作で完結させること。
- ・ 幅広い年齢層への対応を意識して、可能な限り大き目の文字で表示すること。
- ・ 幅広いリテラシー層への対応を意識して、本指針で用いられた用語については統一的な表現を用いること。

(表示画面のあり方)

- ・ 表示は「最小限表示」、「簡易リスト表示」、「フルポリシー表示」の3段階を基本に、視聴者が、必要に応じて、データの取扱いの詳細を段階的に確認できるようにする。

最小限表示 : より詳細な表示へのリンク、同意を取得するためのボタン等、最小限の要素のみを表示する形式

簡易リスト表示 : 視聴データの利用目的、視聴データの項目及び視聴データの提供先事業者・共同利用する事業者をリスト形式で表示する形式

フルポリシー表示 : 個人情報保護指針やプライバシーポリシーの全文を表示する形式

- ・ 可能な限り1画面に収まるように表示すること。
- ・ 同意内容の確認と選択の手段を提供し、視聴者がその方法を容易に見つけられるように配慮すること。

2. 最小限表示に含めるべき要素

- ・ 同意を取得するための手段(ボタン等)の同意対象を伝える説明文(「同意して〇〇サービスの利用を申し込む」等)を含めること。
- ・ 同意を取得するための手段(ボタンやチェックボックス)等を提供すること。
- ・ 簡易リスト表示又はフルポリシー表示へのリンクを含めること。
- ・ 同意内容の確認及び選択画面へアクセスするためのリンク、アクセス方法に関する情報又はアクセス方法に関する説明画面へのリンクのいずれかを含めること。
- ・ 料金の発生について等、頻出が想定される質問に対するFAQへのリンク等を提供するよう努めるようにすること。

3. 簡易リスト表示に含めるべき要素

- ・ パーソナルデータの利用目的、取得するパーソナルデータ、パーソナルデータの提供先事業者・共同利用する事業者の категорияについて簡易なテキストで表示する。視聴者の注意を喚起したり、理解を助けるため必要に応じてアイコンを併用すること。
- ・ 各カテゴリーに含まれる具体的な項目について参照する手段を提供すること。

4. フルポリシー表示に含めるべき要素

各事業者の個人情報保護指針やプライバシーポリシーの条文を表示する。又は当該サイトへのリンクを表示すること。

(参考2) 基本的な画面遷移パターン

